



Title	現代中国東北における個人農経営の展開と土地保有調整
Author(s)	坂下, 明彦; SAKASITA, Akihiko; 朴, 紅 他
Citation	北海道大学農経論叢, 52, 159-168
Issue Date	1996-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/11141">https://hdl.handle.net/2115/11141</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	52_p159-168.pdf



# 現代中国東北における個人農経営の展開と土地保有調整

— 吉林省水曲柳鎮調査 その2 —

坂下明彦・朴 紅

## The Development of Family Farm and Adjustment of Land Holdings in the Northeastern Part of China

Akihiko SAKASHITA · Piao HONG

### Summary

This study on pure-farming areas in Northeastern China was conducted in order to clarify the farmer's managerial condition after the collapse of the People's Commune System and to analyze further its potentials. Research on actual conditions was conducted using an ideal way of control system on farmland and its based managerial content of individual farmers. The regions studied were three distinct villages which have different characteristics from that of towns because they possess farmlands controlled by small co-operative unions composed of villagers.

The management scale is still stipulated by the principle "principle of oral number". Insufficient profits made the farmers dependent on side jobs. However, advance development through the magnification of compound departments was seen. With the increase in labor effluence, a certain increase in farm size through the utilization of leased land was possible. It is believed that managerial development in the future will be stipulated by the expansion of the local economy's accelerating labor effluence and the supporting actions on the compound department.

### はじめに

本論は、中国東北地域の一農村を対象として、現段階の土地保有関係の変化とそのもとの個人農経営の実態を明らかにしようとする試みである。東北地方は、沿海地域にみられる農村工業的展開が微弱であり、中国の穀倉地帯として純農村的展開を示している(註1)。そのため、1983年の請負制への移行は基本的に個人農の形成と位置づけることができる。しかしながら、それから10数年を経た今日、過剰人口の堆積のもとで農外雇用の条件によって異なる農地保有調整が現れつつある。そして、そのことが個人農経営の方向性に大きな影響を与えつつある。そこで、本論では同一鎮内の農業生産力や農外雇用条件の異なる3つの集落

を選定して、村民小組ならびに各3戸の農家の調査を実施し、これまで殆ど実態の知られていない村民小組レベルの実態にせまることにした。

対象とする吉林省舒蘭県水曲柳鎮の農業についてはすでに第一報に示したが、稲作を基幹としてトウモロコシと大豆などの畑作物を配する東北農業の典型的な土地利用を示している(註2)。その中から、以下の3村(社)を選択した。第一は水曲柳鎮の標準的な姿を示すために、農業生産力的にも中位で作物構成も平均的な崗街村、第二は生産性が低く限界地的な林家油坊屯、そして第三に農家の流出が進み規模拡大が進みつつある水稻単作の頭道村、である。

それぞれの村(村民委員会)、社(村民小組)の農民階層の特徴と、そこでの土地利用調整の方

式を示し、典型農家の経営実態を明らかにしたのち、それぞれの集落タイプの意味を考察していく(註3)。

### 1 崗街村一標準的集落

#### ・(1) 相対による土地移動規制の強化と階層構成

崗街村は6つの自然屯からなり、水曲柳でも最も古い農村市街地を有している。やや古いが、1986年の数字では住民戸数458戸(うち市街地263戸)、住民数2,266名(同1,258名)、総耕地453.8ha、うち水田226.9ha(水田率50%)である(註4)。人民公社時代においては10の生産隊があり、現在は10の社となっている。以下では、第6社を事例に農家構成の特徴と土地利用調整のあり方を明らかにしていく。

第6社の1994年の戸数は63戸であり、現住人口は230.5名となっている。耕地面積は35.6ha、水田面積は22.0haである。1戸当り面積は56.5a、水田面積は34.9aである。請負制への移行による個人農への持ち分の配分は1982年12月に行われ、当時の住民数248名に対する均等配分となっている。1名当りの面積は水田が10a、畑地が7a(2等地。1等地は6a、3等地は8a)であった。この他に畑地目の自留地が2.42haあり、1名当り1aの配分であった。

家族数の変化(死亡、誕生、結婚、分家)とともに、持ち分調整が毎年実施されており、そのファンズとして社(村民小組)には一定の持ち分が留

保されている。これとは別に、農家間の貸借が1990年代に発生し始め、表1に示すように1994年には3戸の相対による借地関係が発生している。小作料は物納(精米)で、10a当り100kgである。

また、1994年からは転出者の土地に対する規制が強化され、以前には農家間(特に親族を中心とする)で有償・無償で移動していた土地が社に一括プールされ(無償返還)、社員大会を開いて借地人と小作料を決定することになった。1994年の借地人は10戸(11名分)であり、「承包田」として処理されるようになった。借地人は公糧を納め、社に小作料を支払う。小作料は金納で1994年が100元であったが、1995年には350元になった(註5)。これに合わせ、農家間の貸借(貸し手が在村)も金納へと変化している。なお、1995年の社への返還は9戸(11名分)であり、貸付は3戸(7名分)であり、借り手の集中化が認められる。

こうしたなかで、微弱とはいえ一部の農家の規模拡大がみられ、大枠としては家族数に規定されているとはいえ、1ha以上が4戸生まれている(最上層の農家は親子の経営が合体したものである)。とはいえ、50a台以下の農家が70%を占めていることも事実であり、家畜所有も牛3戸、馬2戸であり、耕耘機は1台にすぎない(表1)。以下では、そのもとの農家経営の様相をみてみよう。

#### (2) 土地規模別の農家の経営対応

表2は、調査農家3戸の経営概況を示したもの

表1 農地保有と借地関係(崗街村6社、1994年) 単位:戸,10a

家族数	面積	水田	畑地	戸数	社の借地	個人借地	家畜所有
10.5	15.5	9.6	5.9	1			
9	13.3	8.2	5.1	1	1	1(4)	
7	10.3	6.3	4.0	2	1	2(3,4)	
6	8.9	5.5	3.4	4	3*		
5.5	8.1	5.0	3.1	2			
5	7.4	4.6	2.8	7	3		牛3,馬2
4	5.9	3.6	3.3	18	1		牛3,2
3	4.4	2.7	1.7	16	0		馬2
2	3.0	1.8	1.1	9	1		
0				3			
合計				63	10	3(11)	4
241.5	35.6	22.0	12.6				

注1) 6社資料ならびに聞き取り調査による

2) 1口人当りの配分面積は15a(水田9a,畑6a)。

3) \*は2口人分の借地者1名を含む。

表2 崗街村の調査農家の概要(1994年)

単位：人, 10a, kg

	No. 1	No. 2	No. 3
経営主	50	42	54
労働力	3	2	5
家族数	4	4	7
稲作	8.1	3.6	6.0
生産量	5,000	2,750	4,800
単収	600	750	800
公糧	1,012	309	605
販売	2,500	1,150	1,500
小作料	500	—	120
トウモロコシ	—	—	1.5
大豆	4.9	1.5	1.5
馬鈴薯	0.2	0.1	—
野菜	0.3	—	—
畑計	5.4	1.6	3.0
合計	13.5	5.2	9.0
肉牛	—	—	—
豚	—	—	16
家禽	—	—	26
機械	×	×	×
作業委託	耕うん	耕うん	耕うん
信用社	1,700元 姉1,700	×	200
高利貸	×	×	×
兼業	×	土建 2,500元	豆腐製造 約5,400元

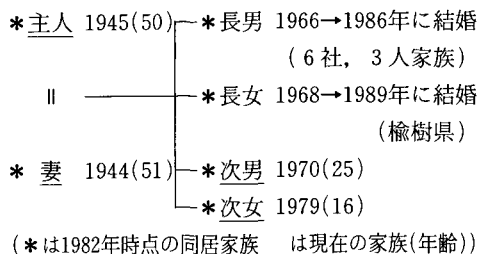
注) 1995年9月の調査による。

である。No. 1は土地面積が135aの第6社内の上層農家である。No. 3は土地規模こそ90aに過ぎないが、養豚と乾豆腐製造を行う多角経営である。No. 2はわずか52aの土地しか持たず、兼業対応を行っている農家である。それぞれ、土地面積に対応した経営を行っていると考えられるので、その特徴に即してその内容を検討しておこう。

1) 「大規模」耕種経営 (No. 1)

まず、No. 1を事例として、家族持ち分に関わる調整の過程を明らかにしておこう。No. 1は、1982年冬の土地配分の際には、右上図のように6人家族であったため102a(うち水田54a, 畑42a, 自留地6a)の配分を受けた。長男は1986年に結婚したが、妻の分の土地はもらえず、1987年の分家の際に家から1名分、社から1名分の配分を受けた。長女が1989年に結婚して、翌90年には1名分を返還している。この時点で面積は4名分64a(水田36a, 畑28a)となった(自留地の変化なし)。このように毎年ではないが、きめ細やかに調整が行われ、分家への対応も行われていること

がわかる。



借地を開始したのは1992年であり、第6社内でのO氏(屠殺業, 1982年から数年耕作をした後、数名に貸付)から5名分の土地75a(水田45a, 畑30a)を1994年までの3年間借地している。小作料は1名分精米100kg(1kg2.4元として240元, 小作料率21%)であり、秋払いである(註6)。

1995年には、経営主の弟の土地3名分と社の保有地2名分、あわせて5名分を借入し、O氏の水田を返却している。この結果、借地は水田45a, 畑74aとなり、経営耕地は水田81a, 畑地107aとなっている。1995年からは小作料はすべて金納となり、1名分が430元、1名分の畑が125元となっている。社の保有地の小作料は、公糧の支払いを伴うため安く350元となっている。小作料水準は、2倍近くに高騰し、小作料の合計は2,500元となり、しかもすべて春払いとなっている。

1994年の作付は、稲作81aに大豆49aであるが、粗収入は米(粳)7,000元に大豆1,500元を加えた8,500元でしかない(表3)。機械・家畜をもたず、春作業は外部委託している。この面積が耕種部門のみで生活が可能な最低ラインと思われるが、借

表3 調査農家の年間収入(1994年) 単位：元

農家番号	粳公糧	米販売	畑作販売	家畜販売	兼業収入	合計
1	1,000	6,000	1,500	—	—	8,500
2	300	2,700	500	—	2,500	5,500
3	700	1,900	—	3,900	5,400	11,900
4	612	3,600	4,100	3,800	—	12,100
5	153	3,600	440	—	2,000	6,200
6	390	3,700	300	6,000	—	10,400
7	9,500	47,300	600	—	—	57,400
8	5,000	16,100	—	?	—	21,100
9	5,000	22,900	—	—	—	27,900

注) 農家調査による。100元以下切捨て。

地競争による小作料の上昇が経営を圧迫すると考えられる。

### 2) 「中規模」多角経営 (No. 3)

No. 3は第10社に属し、1983年の土地配分は5名分80a(水田50a, 畑30a)であった。1991年から10aの畑を借地してそれを造田し、現在水稲60a, 大豆15a, トウモロコシ15aの作付となっている。

複合部門である養豚と乾豆腐製造は、1984年から開始している。乾豆腐の原料大豆は自家生産(1994年400kg)に加え大量(同5,500kg)に購入しており、自給からは程遠いが、豆腐の絞り粕を豚の飼料とし、トウモロコシとともに飼料を自給している。豆腐は市街地での直接販売であり、純収入で5,400円となっている。養豚は繁殖肥育に加え小豚も購入しており(7頭, 1,400円)、現在16頭にまで拡大している。昨年の販売は4頭であり、3,900円に留まっているが、さらに拡大がみこまれる。

これに対し、耕種部門については機械も役畜も持たず、春作業は全て委託となっている。販売は米(粳)のみであり、家族数も多いこともあり、販売額は2,600円に留まっている。働き手が多いこともあり、自営業的な展開を図っており、農村でのひとつ方向性を示しているといえる。

### 3) 零細兼業経営 (No. 2)

No. 2は第10社に属し、1983年の土地分配時の家族は4名であったが、「一人子政策」の強化のもとで子供2名が問題とされ、党の幹部を下ろされるとともに、罰金1,200円を徴収され、土地も3名分の配分とされた(第2子の誕生は1981年で、正式な禁止は1982年であった)。以降、土地面積は51aであるが、水田面積は30aから36aに増加している。畑作の作付は大豆15aである。機械・役畜を持たず、春作業は委託している。農業の粗収入は3,500円に過ぎない。ただし、農業改良普及所(農業站)から模範戸に選ばれる面を持ち、稲作の単収も高い。

小面積であるため、1982年から自分でアルバイト(建築業)を探し、舒蘭市や水曲柳街村などの通勤距離内で兼業を行っている。開始当初は1日5円の賃金であったが、現在は25円になっている。1994年の兼業収入は100日で2,500元程度である。

家計費の50%をこれでまかなっている。娘(17歳)も服仕立ての内職を行っている(年間3,000元)。零細経営の多くが、こうした不安定就業を余儀なくされているのは、次村の事例と同様である。

## 2 林家油坊屯一限界地的な集落

### (1) 過剰人口の堆積と畜産・兼業

林家油坊屯は錦徳村内の5つの屯のひとつであり、人民公社時代には2つの生産隊に分かれ、現在も社(村民小組)は分離されている。とはいえ、この分離は管理上のものであるので一括して扱っていくことにする。この屯の創設は1736年とされ、林氏一族によって開発された同族屯であるが、耕地は平坦部と丘陵部に別れ、1970年代までは畑作であった。1970年代に堀抜き井戸により造田が進行し、現在では水田25.8ha, 畑地18.1ha, 合計43.9haである。住民戸数は63戸であるが、貸付者が3戸あるので、農家戸数は60戸である。1戸当り面積は73.1a(うち水田43a, 畑地30.1a)であり、崗街村第6社よりやや大きい単収は劣っている。1戸当りの規模が大きい理由はもともと畑作地帯であったためである。

表4は、林家油坊屯の土地保有規模別の農家戸数の分布を示したものである。この屯においては、農家間の賃貸関係がほとんどなく、わずかに2戸(119a)に過ぎず、土地の配分は基本的に家族数に規定されている。家族数別では、3名(51a)が19戸と最も多く、ついで4名(68a)の15戸となっている。口数原理にもとづく配分は、「供出と生活」の必要(貧困の共有)を意味しており、土地規模の大きさはそれ自体意味をなさない。ここで注目されるのは、牛の飼養である。飼養率は36.7%でかなり高率であり、ほぼ全階層で飼養されている。ただし、やや大規模層で飼養頭数が大きくなっている。こうした動向に対し、他方では臨時雇的な不安定兼業がやはり全層的な広がりを持って増大していることも注目される。この屯の場合、次にみる頭道村とは異なり出稼ぎ兼業がほとんどないことが特徴である。結局、屯外への流出がきわめて限られた中で、耕種部門での拡大は不可能であり、畜産と不安定兼業によって家計が支えられているということができよう。

表4 林家油坊屯の土地保有と経営(1995年) 単位:戸

家族数 (面積=水田+畑)	戸数	貸借	牛の飼養			兼業	
			戸数	頭数	平均	在宅	出稼
8	13.6=8.0+5.6	2	+1(3)	1	5	5.0	
7	11.9=7.0+4.9	9	+1(4)	6	27	4.5	3
6	10.2=6.0+4.2	2		2	4	2.0	2
5	8.4=5.0+3.5	8		4	14	3.5	2
4	6.8=4.0+2.8	15		6	15	2.5	4
3	5.1=3.0+2.1	19		3	7	2.3	7 3
2	3.4=2.0+1.4	5		0	0	0	1
0		3	-3(10)	0	0	0	2 1
合計		63		22	72	3.3	21 4

注1) 屯資料および聞き取りによる。

2) 1983年の配分面積は3社が水田9.4a, 畑地7a, 6社が水田11a, 畑地7aであったが, ここでは便宜上3社の基準で示してある。

3) 耕うん機は5・7人家族に各1台のみ。

馬は4人家族に1戸, 2頭のみ。

## (2) 畜産の展開と兼業従事

ここでは, 以下の3つの特徴ある農家の事例を示す(表5)。第一は, 畑作の拡大によって畜産を増加させているタイプ(No. 4), 第二は土地拡大は行わず, 畜産によって蓄積を図ってきたタイプ(No. 6), そして第三は分家による小規模化のなかで兄弟による作業共同を行うとともに, 農外兼業に従事するタイプ(No. 5)である。

### 1) 「大規模」畑作・畜産経営(No. 4)

No. 4は, 1983年時点で3世代10名の家族構成であり, 水田110a, 畑地70aの配分を受けた。しかし, 子供男2名, 女4名のうち, 長男が分家するとともに, 4人の娘がそれぞれ結婚し, 3年目の小調整, 5年目の大調整で土地の返還がなされた。他方, 跡継ぎ(本家概念はない)として残った末子の次男が結婚し, 子どもが誕生したことで現在の家族持ち分は7名分の水田77a, 畑地49aとなっている。これに, 未利用地の開墾により畑地151aが加わっている。ここに示す3事例はともに開墾を行っており, 後発地的性格が現れている。

こうした開墾により畑作の割合が高まっており, 1994年の作付はビート70a, 小豆60a, トウモロコシ40aなどとなっており, 畑作収入は4,100円となっている。これに対し, 稲作は77aであるが家族数が多いために販売量は少なく3,600元に留まっている。稲作面積は大きいものの次の2事例の販売額とさほど変わらず(表3), 稲作におけ

表5 林家油坊屯の調査農家の概要(1994年)

単位:人, 10a, kg

	No. 4	No. 5	No. 6
経営主	53	32	44
労働力	4	2	2
家族数	7	3	4
稲作	7.7	4.3	4.5
収量	5,250	3,000	3,500
単収	650	700	775
公糧	650	153	420
販売	1,500	1,500	1,556
トウモロコシ	4.0	—	2.5
大豆	1.3	2.1	1.0
小豆	6.0	—	—
ビート	7.0	1.0	—
馬鈴薯	0.5	—	0.3
野菜	0.2	—	0.2
畑計	19.0	3.1	4.0
合計	26.7	7.4	8.5
肉牛	9	—	4
豚	—	—	3
めん羊	29	—	—
家禽	—	15	16
機械	×	×	×
作業委託	×	耕うん	耕うん
信用社	×	160元	×
高利貸	○	×	×
兼業	×	建築内装 2,000元	×

注) 1995年9月の調査による。

る「平等原理」が明らかに現れている。すなわち、「自給と供出」が基本であるということである。

他方、畜産部門の拡大も図っており、1994年の肉牛飼養頭数は7頭、95年9頭（うち繁殖牛4頭）となっている。昨年の販売は2頭、3,800円であるが、今後はさらに収入が見込める。また、1995年には高利貸（年利30%）からの資金調達17,000円によって肉用綿羊を26頭導入し、繁殖と肥育に乗りだしている。このように、この経営は「自給と供出」を内容とする稲作を原型としながら、開畑により家族持分の限界を越えて土地拡大を行うとともに、畜産部門の拡大を図りつつあるのである。

### 2) 畜産拡充経営 (No. 6)

No. 6の土地配分は、4人家族で水田37.6a、畑地33a（自留地5aを含む）、合計70.6aであった。1985、86年に水田と畑地7aを開墾し、水田44.6a、畑地40a、計84.6aとなった。ここでも、開墾による拡大がみられる。しかし、その販売額は4,400円に留まっている。

この経営を特徴づけるのは肉牛による蓄積である。1983年の請負制の実施の際に、錦徳3隊（3社）には牛馬が15頭飼養されており、総人口は150名であったために、10名で1頭の配分を受けた。No. 6（4人家族）は他の6人家族の農家と合わせ牛1頭を配分されたが、すぐに販売して440円を得て、人口割で配分した（176円）。これに自己資金554円を加えて、雌牛1頭を購入して繁殖を行い、計6回の販売で9,040円の収入を得ている（註7）。現在、肉牛は繁殖牛が4頭であり、1990年から導入した豚が繁殖1頭、子豚2頭となっている。

経営主の概算によると1994年の経営収支は肉牛の販売が4,550円、経費が550円、収益が4,000円、米（粳）販売が3,000円で経費が800円、収益が2,200円、豚の販売が1,430円、経費430円、収益1,000円となり、総収益は7,200円で畜産収益が70%を占めている。

### 3) 零細兼業経営 (No. 5)

No. 5が分家する前の家族構成は6人であった（右上図）。



(\*は1983年時点の同居家族 \_は現在の家族)

1983年の配分では水田66a、畑42aであったが、同年春に次女が結婚他出したために5名分に調整され、水田55a、畑地35aとなった。1984年には、次男と3男（本人）が分家して、この家の土地は3分割される。この時点の家族数は、次男3名（夫婦子）、3男2名（夫婦）、4男2名（本人と母、父死亡）であった。しかし、土地の余裕がなく、No. 5の土地は1名分であった。以降、現在までの土地の動きは以下の通りである。

	水田	畑地	合計	変化の理由
1984年	11 a	07	18	結婚して分家したが空き地なし
1987	33	21	54	妻と子供に分を加え3名分
1992	43	21	64	社の未利用飼料畑を10a開田
1994	43	31	74	傾斜地を10a開畑
1995	43	41	84	傾斜地を10a開畑

分家前から経営面積が零細で、家畜もいないため、当初より水田の耕起・代掻きは6社で唯一耕耘機を有するR氏に委託しており、育苗・田植・稲刈りについては分家後も3戸の共同作業となっている。また、畑作についても耕起については、馬所有農家に委託に出し、その他は共同作業を行っている。ただし、開墾作業は手労働であり、個別に行っている。口数原理のもとでの分家は文字どりの「家」の分家であり、分家後の共同作業の事例は、村内のO家やS家においても同様にみられた。

開墾を行ったにも関わらず、土地面積は水稻43a、大豆21a、ビート10aに留まっており、粗収入は4,200円にしか過ぎない。そのため、1993年から夏と冬の農閑期に舒蘭市にアルバイトに出て

いる。1994年は建築の内装関係の日雇い兼業であり、1日の賃金は20円で、年間100日の就労で2,000元の収入となっている。こうした他出機会に乏しい農村では「分家」創出が一般的であり、零細経営の増加がみられ、不安定兼業が広がりを見せているのである。

### 3 頭道村—出稼ぎ・規模拡大集落

#### (1) 出稼ぎの増加と土地利用調整

頭道村は自留地を除き、水稻単作の朝鮮族の集落である。人民公社の時代には、隣接の漢族の東昇村と統合して大隊が編成されたこともあるが、分離、統合を繰り返し、その解体後は独立した村民委員会を構成している。そのため、住民規模は小さく、1986年の数字では戸数48戸、住民数235名、耕地63.1ha、水田58.1haとなっている(註8)。土地の管理は旧生産隊の2つの社によって行われている。

この集落の最大の特徴は、表6に見られるように農家の転出が多数みられること、さらには農家の子弟の出稼ぎも頻繁に行われている点にある。まず、転出の動向をみると、すでに土地配分がなされた2年後の1985年から開始され、1991、92年がこれまでのピークをなしている。これは後にみるように公糧(国家買付)価格の引き下げにほぼ対応している。また、水田条件のよくない1社からより多くの転出者が排出されている(30戸中13

戸、43%、2社は25戸中9戸、36%)。つぎに出稼ぎの動向であるが、年齢は16名中20歳台が10名、30歳台が6名であり、若年層に集中している。また、出稼ぎ先では国内が5名(北京、瀋陽、大連、延吉、大慶)であるのに対し、外国出稼ぎは10名に上っている。そのうち、アルゼンチンとスペインを除く8名が韓国ならびに韓国船籍の乗組員であり、強力な送付ルートの存在が認められる(註9)。また、出稼ぎ者の出身階層は下層農家に偏ることなく、全階層から出ていることも特徴のひとつである。

農家の転出は、その跡地の継承によって規模拡大を行う可能性を与えるが、事実転出者との貸借関係によって土地拡大を行っている実態がある。表7は、経営規模と借地の関係を示しているが、明確な自小作展開が現れている。特に、これまでみてきた村と比較して150a以上層の割合が高く、39%を示していることが注目される。ただし、100a未満層もほぼ同じ割合で存在しており、この部分に関しては出稼ぎ依存の構造が強く現れていると考えられる。

こうした貸借関係は、社による農地保有調整の独自のあり方に依存するところが大きい。家族持ち分に関しては移動の激しい1社では毎年、2社ではこれまで4回の調整が行われてきた。しかしながら、転出を促進するために離村者に対しても土地の保有権が認められており、転出者と既存農家の間で小作関係が相対のかたちで形成されてきた。1993年からは貸借関係の増加もあって、貸付地を社が一括してプールし、それを希望者に貸し付けする規制が採られるようになった。また、借

表6 農家の転出と単身出稼ぎ(頭道村)

単位:戸,名

	転出戸数			出稼ぎ先		
	1社	2社	合計	国内	国外	合計
1985		1	1			
86						
87	1	1	2			
88		2	2			
89	1		1			
90	2		2	1		1
91	4	2	6		1	1
92	3	2	5	1	2	3
93	1		1			
94		1	1	1	5	6
95	1		1	1	2	3
不明				1		2
合計	13	9	22	5	10	16

注1) 1995年の聞き取り調査による。

2) 出稼ぎ者の年次は、現在離村者の流出年。

表7 農地保有と借地の実態(頭道村, 1995年)

単位:戸

借地	経営	~05	05~	10~	15~	20~	30~	計
		0	10	5				
	~05		2	2				4
	05~10			1	8	1		10
	10~20					3		3
	20~						1	1
計		0	12	8	8	4	1	33
出稼ぎ			5	5	4	2		16
耕耘機				2	5	3	1	11

注1) 頭道村の2つの社の資料による。

2) 出稼ぎ欄は出稼ぎ者排出農家数を示す。

地料（現物）も相対相場から社による統一相場へと統制されるようになった。

つぎに取り上げる3戸の大規模農家の借地関係の変化を示したのが表8である。小作料は1980年代末から10a当り精米100kgの水準（一部には125kgもあり）であったが、公糧価格の引き下げ後の1993年には50kgにまで下落する。これは貸し手市場から借り手市場への転換を示すものであり、事実2社の会計（現在村書記）であったNo. 7は

その公的立場から余剰貸付地の解消のために一挙に7haの借地を行っている。しかしながら、公糧価格がふたたび引き上げられた翌年の1995年には小作料は75kgへと値上げされている。もう一つの特徴は、借地面積が年々変動している点である。この点は上層農家の借入れ地が調整機能を持たされていることを示しているが、機械化が進んでいない現段階においては雇用を調整することによって対応が可能であるが、将来的には問題となる点である。以上、集落の特徴をみてきたが、さらに比較的規模の大きい経営の実態をみていこう。

表8 調査農家の借地の変動(頭道村)

単位：10a, kg

	No. 7	No. 8	No. 9	小作料	穀買上価格 (元/kg)
1983年配分 持分調整後	8	10	8		
1989年	—	—	12	100	
1990年	—	4	—	100	
1991年	—	4	8	100	0.86-0.94
1992年	18	9	10	100	0.62-0.66
1993年	70	4	12	50	0.62-0.66
1994年	64	20	22	50	1.08-1.16
1995年	40	20	8	75	

注1) 農家調査による。

2) 1992年までは相対、93年からは社による調整。

(2) 大規模経営の性格

表9は3戸の農家の経営概況を1994年を中心に整理したものである。ここでは3戸の経営を比較しながら一括して考察していく。No. 7は村最大の規模であり、この時点では水田7haに1993年から借入した自留地畑2ha（1994年はビート）を加え、9haとなっている。8馬力の耕耘機を有するが、本人と年雇1名では間に合わず、耕起・代掻きに臨時的に1名を雇用している。また、田植え

表9 頭道村の調査農家の概要(1994年)

単位：10a, kg, 元

	No. 7	No. 8	No. 9
水田面積	74.0	30.0	30.0
単収	550kg/10a*	750	680
生産量	40,000kg	21,000	20,000
公糧	9,500	5,000	5,000
個人販売	17,500 12月2.70元	6,000 12月2.30	6,500 12月2.30
小作料	3,200	1,000	1,000
機械	耕うん機 8 ps	耕うん機 5 ps	耕うん機 5 ps
作業受	年雇 93：2名×1200	臨時雇 94：13元	委託95：耕起代掻
委託	94：1名×3000	田植 95：20元/10a	15元/10a
	臨時雇：稲作・ビート		雇用：94 95 田植
化学肥料	93：65袋 42.85/40kg	94：18袋/40kg	94：20袋/40kg
	94：60袋 65元/40kg	95：21袋/40kg	95：13袋
	95：30袋 99元/50kg	3袋/45kg	
信用社	93：2,500元	94：800元	94：1,000
	94：3,000	95：1,000	95：1,000
家畜	なし	豚2頭（肥育）	豚1頭
その他	1993年から200a借地	大豆30a 450kg	
作物	93：蕎麦	トウモロコシ4a 200kg	
	94：ビート		
	95：大豆		

注1) 1995年8月の農家調査による。

2) \*1994年は6月10日から7月上旬にかけて低温で、分ケツが悪かったため。1993年は750kgであった。

と収穫には出来高払いで大量の雇用を導入している。No. 8とNo. 9は同一の3haであるが、耕耘機はともに所有しているものの、この規模でも春作業は自家労力では不足し、田植え作業を中心に雇用を導入している。化学肥料の投入量はそれぞれ10a当たり32kg、29kg、13kgとバラ付きがある。畑作の存在もあるので一概にはいえないが、かなりの格差があると思われる。水稻10a当りの単収はNo. 7が肥培管理に失敗して収量を低下させているが、1993年の単収は750kg水準であり、他の2戸と並ぶ収量となっている。資金的には、信用社から10a当り50元の割当て貸付があり、他の集落よりは信用力を有している。家畜に関しては、No. 7を除き副業養豚を取り入れている。販売額に関しては、米（粳）価格が上昇したこともあり、No. 7が57,000元、No. 8、9が21,000元、28,000元を示しており、調査農家のなかではこの3戸がもっとも高い水準となっている（表3）。ただし、生産資材の価格、そして労賃の上昇が顕著となっており（註10）、機械化による優位性もないことから必ずしも将来が安定的とはいえない。ともあれ、農家の大量転出により一部とはいえ大規模農家が生まれているのがこの集落の特徴であり、この事例はその代表をなしているのである。

### おわりに

以上、東北地方は純農村的環境にあるために1983年の請負制は基本的に「口数原理」にもとづくものであり、「供出と生活」の保証をなすものであった。林家油坊屯の存在がそれを示している（註11）。産児制限にもかかわらず、その「効果」は10年先のことであるから、東北部への工業化の波及が進まなければ過剰人口圧力は弱まらず、事例にもみられた窮迫的な不安定兼業が存続すると思われる。とはいえ、林家油坊屯にも現れているように耕種部門の制約を突破する畜産部門の前進が近年のひとつの特徴をなしており、金融支援体制の確立があればこの動きはさらに強まるといえよう。

崗街村の事例は、耕種部門における土地流動化の兆しの一端を示している。ただし、貸借による拡大も自立限界ぎりぎりの水準であって、その展開は未だ微弱である。むしろ、No. 3の事例のよ

うな「中規模」多角経営の方に現実的な展望をみだし得る。ここでも、林家油坊屯と同様な不安定兼業に依存する層が多数を占めている。

朝鮮族の頭道村は、特殊な労働力排出ルートの存在を前提として、本格的な貸借関係を軸とする規模拡大がみられる集落である。この集落のあり方はいまだ一般性を持つに至っていない。

今後の30年間を規定する土地政策がまもなく発表されることになっているが、現実の個人農経営の趨勢は農村労働力の都市への流動化の条件と複合部門の充実度に規定されている。東北部においては都市側の労働力の吸引力は国営企業の赤字体質ゆえにきわめて狭いものになっており、農業内部での個人農への支援体制の構築が大きな課題となっているのである。

**【付記】**本論文は文部省科研費国際学術研究「『満蒙開拓団』の総合的研究」（代表 京都大学池田浩士教授）による日本人移民村の歴史に関わる研究成果の一部である。調査ならびに取りまとめに当たっては、同研究のメンバー諸氏、とりわけ中国側研究者である吉林師範学院 衣保中助教授に大変お世話になった。また、中国水曲柳鎮の農民の皆さんには、村の歴史や農業の実態についてリアルなお話を伺うことができた。心より感謝申し上げます。

### 註

- (1) 朴紅・坂下明彦「中国東北部の農業構造と流通・金融組織の動向」『農経論叢』第51集、1995年。
- (2) 坂下明彦・朴紅「人民公社解体後の個人農と農業諸団体の機能」『農経論叢』第51集、1995年。
- (3) 農家経営の具体的な内容については、現在9戸の調査農家に簿記・作業日誌等の記帳を依頼しているので、続報を予定している。
- (4) 『舒蘭県地名志』（中文）舒蘭県人民政府、1987年、pp. 315-316。
- (5) 1994年の精米市場価格は1kg2.3元であるから、100元は精米43.5kgとなる。1995年は価格を同額とすると150kgとなり、後にみる他村よりかなり高率である。
- (6) 10aの稲の単収は粳600kgであり、歩留70%として精米420kg、9aで378kg。畑作の収益を3分の1として、7aで98kg、合計476kg。これで100kgを割ると21%となる。

- (7) ちなみにその販売額は①1,000元, ②840元, ③950元, ④1,800元, ⑤2,400元, ⑥2,050元となっている。
- (8) 前掲【舒蘭県地名志】 p. 312。
- (9) 事実ブローカーが存在し, 3~5万円の手数料を徴収しているとの話が聞かれた。なお, 韓国での中国人朝鮮族の評判は悪く, それは言葉が通じるために逃亡者が多いことによるという。そのため, 今後の出稼ぎは難しいという見通しがなされている。
- (10) 例えば, 1994年と95年の生産資材の価格変化は化学肥料50kgが16.8元から35.0元に, 農薬0.5kgが13.0元から15.0元になっている (No. 6による)。また, 賃金に関しても, 年雇賃金が1,200元から3,000元に (No. 7), 田植出来高賃金が10 a 当り13元から22元に (No. 9) なっている。
- (11) この意味では中国において依然として農家単位の統計がないことも諾けないわけではない。